

職員給与規程

職員給与規程

- 第 1 条 土地改良区の職員に支給する給与は、この規程によるものとする。
- 第 2 条 職員に支給する給与は、給料、扶養手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当、及び住居手当とする。
- 第 3 条 給料は任用、増給とも発令の日から計算する。
- 第 4 条 職員の休暇中の給与は、その給料、扶養手当、期末手当、それぞれの 100分の60とする。
- 2 前項の給与は、その支給の事由が生じてから1ヶ年に達するまでとする。
- 3 処務規程第29条第1項の欠勤は、本条の規程を適用しない。
- 第 5 条 この規程による給与の支給については、事務所所在地の近江八幡市職員の給与に関する条例を準用する。

附 則

この規程は、平成14年6月1日より施行する。